

令和4年4月

第4回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年4月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 2階 防災会議室2・3

出席委員

1 番	柳下 浩一朗	3 番	染谷 文夫
4 番	櫻井 守	6 番	白石 悟
7 番	對崎 徳男	9 番	石島 繁
13 番	飯岡 勉	15 番	野堀 良夫
18 番	鮎川 満雄	19 番	飯野 和男
20 番	市村 元則	21 番	蛭原 昇

欠席委員

2 番	小川 充	5 番	雨貝 洋子
8 番	大野 博司	10 番	加園 秀信
11 番	吉田 新一	12 番	青木 道子
14 番	本橋 文男	16 番	飯島 孝一
17 番	遠藤 道夫	22 番	坂入 誠

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原 利夫
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 査	廣引 康則
農業行政課	主 査	関根 朝美

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 6 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
	議案第 7 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 8 号	非農地の決定について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 3 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について
	報告第 4 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について
	報告第 5 号	つくば市農業委員会事務局職員の人事について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（吉原事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 4 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

総会の運営につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議会同様に出席委員を約半分にしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

令和 4 年第 4 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りましてありがとうございます。

先ほど、局長からお話があったとおり、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増加しておりますので、当面の間、出席する委員の人数を減らした上で総会を開催していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。本日は御苦勞様です。

事務局（吉原事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第 6 条により会長が務めるこ

とになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長のほうにお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和４年第４回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

それでは、傍聴人の皆さんに次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第２６条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第９条を準用いたしまして、撮影または録音等を行うことを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日は事前にお願ひしました総会出席委員割り振りのとおり、議席５番雨貝洋子委員ほか９名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は１２名で、定足数に達していることから、令和４年第４回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１ 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席１３番飯岡 勉委員、議席１５番野堀 良夫委員にお願いします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第２、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１番、２番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号３番、４番については、同一申請人のため一括して説明させていただきます。

申請人は、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号５番については、水稻・芝・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号６番、７番については、同一申請人のため一括して説明させていただきます。

申請人は、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番から７番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、事務局よりお願いいたします。

事務局（廣引主査）

事務局より御報告いたします。

去る４月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号８番から１１番につきましては、同一申請人であるため一括して説明をいたします。

申請人は、野菜を作付している農家で、８番については申請地を取得し、それ以外につ

いては申請地を借り受け、野菜を作付する予定です。

提出番号１２番については、水稲、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１３番につきましては、水稲、野菜を作付している兼業農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１４番については、水稲、芝を作付している兼業農家で、申請地には芝を作付する予定です。

提出番号１５番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１６番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１７番、１８番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稲、野菜を作付している農家で、１７番については申請地を取得し、１８番については申請地を借り受け、いずれも水稲を作付する予定です。

以上のことから、提出番号８番から１８番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、茎崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１９番については、申請人は、営農型太陽光発電施設の用に供するため、地上権を設定するものです。

提出番号２０番については、新規就農のため申請するものです。農機具については、借り入れる予定となっており、申請地には水稲を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１９番については、農地法第３条第２項ただし書きの地上権であるため、また、２０番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る４月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２１番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号２２番については、水稻、芝、野菜を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。

以上のことから、２１番、２２番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２３番、２４番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

受人は、農業経営開始のため申請するもので、２３番については申請地を姉より譲り受け、２４番については申請地を知人より借り受け、水稻・野菜を作付する計画です。なお、農機具については知人より借り受ける計画となっております。

提出番号２５番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号２６番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号２７番については、水稻・芝を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号２８番、２９番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

受人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２３番から２９番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３０番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付

する予定です。

提出番号 31 番については、水稻、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には野菜、果樹を作付する予定です。

以上のことから、30 番から 31 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、更新するため申請されたものですが、更新期間内に申請がなされなかったことから、始末書つきの申請となっております。

下部の農地については、継続してパクチーを栽培する予定で、許可期間については、許可日から３年間の一時転用となります。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当し、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、事務局よりお願いいたします。

事務局（廣引主査）

事務局より報告いたします。

去る４月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、農業を営んでおりますが、農機具や収穫物を保管する倉庫が不足してきたので、農業用倉庫を建築するため、農家住宅の敷地拡張として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２番については、一般基準に適合の上、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、都市計画法との協議が整わないため、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号３番については継続審議といたしましたが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

提出番号３番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号３番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、提出番号３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号３番については、蛸原委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号、提出番号３番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番、２番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１番、２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番、２番については、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号１番、２番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る4月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、子供も生まれ手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号2番については、農用地区域内の農地となっております。

申請者は、葉刈り芝用のストックヤード用地として申請されたもので、令和7年3月31日までの一時転用となっております。

許可後の利用方法は、敷地を全面鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、葉刈り芝を集積するための大型コンテナを1基置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定となっております。

提出番号3番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供も生まれ手狭になってきたため、申請地を母より使用貸借し、自己用住宅用地として申請するものですが、貸手が申請地の一部を無断で転用していたことから、始末書付の申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から5番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思いますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、谷田部地区分について、事務局より、お願いいたします。

事務局（廣引主査）

事務局より報告いたします。

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、現状、事業を実施する上で必要な盛土条例に関する申請を了していることが確認できないため、継続審議といたしました。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内で乗馬クラブ等の運営をしている法人です。現在、申請地の周辺には二つの乗馬クラブが存在し、それぞれと事業連携できることや現会員及び利用者等の更なる利便性を考慮し、交通機関のアクセスがいい当該申請地を借り受け、乗馬クラブ用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵、生垣で囲い、クラブハウス1棟、屋根つき馬場、馬房、蹄洗場、敷料庫を建設し、利用者・スタッフ用の駐車場をそれぞれに設置した上、屋外馬場2か所と放牧地を設置する予定で、資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

なお、騒音、臭害等に対する対策については、対処方法を明示した上、申請者が近隣の方々に個別説明を実施しており、周辺住民への影響は少ないように思われます。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、県外に住んでおります。以前、仕事の関係から、長期間にわたり、つくば市で過ごしていたこともあり、利便性のいい本市に移住すべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内に本店を持つ、廃棄物業や建設業を営む法人です。以前から堆肥の製造販売を中心に事業を行ってきましたが、市内の建設業者とのつながりも増えたことから、新たに建設業分野に事業を拡大すべく、申請地を受贈し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全体を砕石敷きとし、隣地との境界に距離を設け、雨水は敷地内浸透処理とした上、砕石、工事用型枠、単管パイプ、建設重機1台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を持ち、申請地の近隣に事業所を持つ半導体製造業を営む法人で

す。事業拡大に伴い新設工場を設けることになり、既存駐車場の一部がなくなることに加え、新規従業員も250名程度増員予定であることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するもので、許可日から令和9年3月1日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、敷地内を整地し、碎石敷きとした上、雨水は素掘り水路を設置し、敷地内浸透処理とし、374台分の駐車場を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号6番については継続審議。提出番号7番から10番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る4月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農用地区域内農地となっています。

申請者は、県内で発電事業を営む法人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、更新するため申請されたものですが、更新期間内に申請がなされなかったことから、始末書つきの申請となっております。

下部農地には、継続してサカキを栽培する予定で、許可期間については、3年間の一時転用となります。

以上のことから、提出番号11番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る4月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。申請地に隣接する金融機関の建て替え工事を受注し、建設用資材を保管するスペースを確保することが必要になったことから、申請地を借り受け、仮設事務所及び資材置場用地として申請するものです。令和5年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を仮囲いした上で、敷地内は鉄板敷き、雨水は敷地内浸透処理とし、工事車両及び工事に使用する資材を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号１３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家で両親と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家で両親と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、１２番から１４番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を借り受け、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、申請地と同一大字内で農業を営む法人です。現在、農作業で使用する農機具等については、代表の自宅敷地内で保管しておりますが、事業拡大により農機具が増え、保管が困難になったことから、申請地を借り受け、農業用作業所用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１７番については、事業の確実性等を精査するため、追加書類等を求めた上で審議すべきとの結論に達したことから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号１７番については継続審議、提出番号１５番、１６番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡 勉委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、申請者である法人の本社敷地の一部が無許可で使用しているように見受けられるため、詳細を確認すべく、継続審議といたしました。

提出番号１９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２０番については、事業を実施する上での申請に必要な書類が整わないため、継続審議といたしました。

提出番号２１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１８番、２０番については継続審議。１９番、２１番については、一般基準を満たしており、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

提出番号６番、１７番、１８番、２０番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号６番、１７番、１８番、２０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号６番、１７番、１８番、２０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号６番、１７番、１８番、２０番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号、提出番号６番、１７番、１８番、２０番については継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から５番、７番から１６番、１９番、２１番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。

提出番号１１番の営農型太陽光発電施設の申請に関しまして、下部農地において栽培しているサカキの生育状況というのは、どのような状況でしょうか。

許可を受けてから３年が経過し、出荷可能な時期になってくるのかなと思いましたが、教えていただければと思います。

議 長（飯野 和男）

事務局の説明を求めます。

事務局（藤井係長）

事務局より、内容について御説明いたします。

令和４年２月２８日付で、営農型発電設備の下部農地における農作物の生産に係る状況報告というものが、事業者より提出されております。サカキの栽培については、令和２年３月に作付を開始したため、現段階ではまだ未収穫となっております。

当初の事業計画並びに、事業の許可をした年が平成３１年でございます、それから５年後の令和６年を目途に収益化を図るという旨を営農者からの所見として頂いているところでございます。

以上でございます。

對崎徳男委員

わかりました。ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

そのほかに何か御質問等ありましたら、お願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番から５番、７番から１６番、１９番、２１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から５番、７番から１６番、１９番、２１番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から５番、７番から１６番、１９番、２１番については、原案のとおり許可することに決定いたします。

なお、提出番号７番、１０番につきましては、３０ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第４号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

谷田部地区分について、事務局からお願いいたします。

事務局（廣引主査）

事務局より報告いたします。

去る４月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成１３年以前より宅地の一部として利用されていることが確認されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、染谷委員、お願いいたします。

染谷文夫委員

去る４月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号３番については、平成１２年以前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、２番、３番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号５番については、同じく不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号４番、５番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題といたしますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、議案第５号及び第６号を一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主査）

議案書９ページになります。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第６号 農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和４年３月１８日付で農用地利用集積計画の決定を求められており、内容について御説明いたします。

議案第５号につきましては、提出番号１番、豊里地区で１年間賃借権を再設定するものです。

以降、議案第５号につきましては、議案書９ページから１２ページ、提出番号２４番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区５件、谷田部地区５件、筑波地区９件、桜地区５件となります。

続きまして、議案第６号につきましては、提出番号１番、豊里地区で１０年間賃借権を設定するものになります。

以降、議案第６号は、議案書１３ページから１６ページ、提出番号１９番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区８件、谷田部地区４件、荃崎地区４件、大穂地区１件、筑波地区２件となります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。
お願いします。

石島 繁委員

大穂地区の石島です。

議案第5号、提出番号5番の申請に関しまして、賃借料の支払い方法が、電気代支払い、電気代徴収日と記載されております、どのような意味なのか教えていただければと思います。

議長（飯野 和男）

事務局からの説明を求めます。

事務局（天貝課長）

事務局より、内容について御説明いたします。こちらは、当該陸田に設置してある電動ポンプによる用水の汲み上げ作業に要する電気代分を賃借料の対価として支払う内容になってございます。

石島 繁委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

ほかに何かございますか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号及び議案第6号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号及び議案第6号について、

原案のとおり決定いたします。

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 17 ページになります。

議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 3 月 18 日付で農用地利用配分計画の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号 1 番、筑波地区で 4 年間賃借権の再配分を行うものです。計画案につきまして、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、議案書 26 ページまでの記載のとおりで、9 件となります。

以上、これらについては、先般行われました各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 2 番については、議事参与制限案件に該当しますので、これを除いて審議いたします。

提出番号 1 番、3 番から 9 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号 1 番、3 番から 9 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番、3 番から 9 番を、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号１番、３番から９番について、原案のとおり承認いたします。

続きまして、提出番号２番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、染谷委員、櫻井委員、市村委員の退席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、市村元則委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、提出番号２番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号２番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、提出番号２番につきまして、原案のとおり承認いたします。

染谷委員、櫻井委員、市村委員の復席を求めます。

（染谷文夫委員、櫻井 守委員、市村元則委員 復席）

議案第８号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第８号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書２７ページになります。

議案第８号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第３０条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、５年以上前からＢ判定の農地の所有者の方に登記地目変更承諾書を発送し、承諾を頂いた土地３筆、計１万１５０㎡を、農地法第２条第１項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号の非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書28ページから35ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第5号について、質問等ございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回総会を閉会いたします。

【午後2時40分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員